

# 長崎県立島原工業高等学校同窓会会則

令和元年 6 月 8 日定期総会南島原大会で確認

## 第 1 章 総 則

### （名称と事務局）

第 1 条 本会を長崎県立島原工業高等学校同窓会と称し、事務局を長崎県島原市本光寺町 4353 番地長崎県立島原工業高等学校（以下母校と称する）内に置く。

### （目的）

第 2 条 本会は会員相互の親睦と母校の発展に寄与することを目的とする。

## 第 2 章 会 員

### （会員の種類）

第 3 条 本会は次に掲げる者をもって組織する。

- 1 正会員 母校卒業生
- 2 特別会員 母校現職員および旧職員
- 3 準会員 母校に在学した者で、特に入会を希望し理事会の承認を得た者
- 4 名誉会員 母校に関係ある者で、理事会の議を経て、会長が推薦した者

### （異動報告）

第 4 条 本会員は住所、氏名、勤務先、職業などに異動を生じた場合は、その旨速かに本会に届け出なければならない。

## 第 3 章 役 員

### （役員）

第 5 条 本会に次の役員を置く。（支部代表は本部副会長とする。）

- |             |                 |            |
|-------------|-----------------|------------|
| 1) 会 長 1 名  | 2) 副 会 長 若 干 名  | 3) 理事若干名   |
| 4) 常任理事若干名  | 5) クラス幹事若干名     | 6) 監 査 2 名 |
| 7) 事務局長 1 名 | 8) 事務局次長若干名     | 9) 庶務若干名   |
| 10) 会 計 2 名 | 11) 相 談 役 若 干 名 | 12) 各科相談役  |

### （役員を選出）

第 6 条 幹事は卒業年次ごとの正会員の中から互選によって選出する。会長・副会長・監査は理事の互選によって選出する。理事は総会において会員中より選出する。常任理事は理事の中から会長が委嘱する。事務局長・事務局次長・庶務および会計は会員中より会長が委嘱する。会長・副会長・監査は総会において承認を必要とする。

#### **（顧問）**

第7条 会員で本会の目的達成に多大の貢献をした者または協力し得る者を理事会の議を得て顧問にすることができる。

顧問は会長の諮問に応じ、総会役員会に出席して意見を述べることができる。

#### **（役員の任期）**

第8条 役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。欠損が生じた場合は、理事会の議を経て補充することができる。この場合の任期は前任者の残任期間とする。

#### **（役員の任務）**

第9条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある場合はこれを代行する。
- 3 理事は会長・副会長・事務局長・事務局次長・庶務および会計と共に理事会を構成し、本会の運営にあたる。
- 4 常任理事は、会長・副会長・事務局長・事務局次長と共に常任理事会を構成し、本会の運営にあたる。
- 5 クラス幹事は各学年の連絡等を行う。
- 6 監査は本会の会計の監査にあたる。
- 7 事務局長は本会の庶務および会計の事務を総轄する。
- 8 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長事故ある場合はこれを代行する。
- 9 庶務及び会計は本会の庶務及び会計の事務にあたる。
- 10 相談役および各科相談役は本会の運営の相談にあたる。

### **第 4 章 会 議**

#### **（総会）**

第10条 総会は毎年開き、次の事項を審議決定する。但し、理事会または会員の過半数が必要であると認めた場合は臨時に開くことができる。その場合の期日は会長が決める。

- 1 会則の改正
- 2 役員の承認
- 3 会務報告
- 4 予算決算
- 5 その他必要な事項

#### **（理事会）**

第12条 理事会は必要に応じて開催し次の事項を審議する。

- 1 総会・評議員会に提出する議案に関する事項
- 2 会長・副会長および監査の選出
- 3 顧問の承認

- 4 名誉会員の推薦
- 5 その他会長の必要と認めた事項

第12条の2 常任理事会は必要に応じ開催し、次の事項を審議する。

- 1 事務執行に必要な事項
- 2 その他会長の必要と認めた事項

#### (議決)

第13条 総会および役員会の議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

### 第5章 事業

#### (事業)

第14条 本会は次の事業を行う。

- 1 会員相互の親睦をはかるための事業
- 2 母校教育発展の援助
- 3 会員名簿ならびに同窓会誌の編集発行
- 4 その他本会の目的達成のため必要と認めた事業

### 第6章 会計

#### (収入)

第15条 本会の経費は会費・基金の利子・寄付金などをもってあてる。

#### (会費・入会金)

第16条 生徒は在学中、月額200円を終身会費の積立金として納入し、卒業時に入会金として4,000円を納入する。但し、転退学者については、この入会金は消耗目的で積み立てるため、在学中は同窓会の恩恵を受けているため、それまでの納入金額は返金はしない。尚、本人から申し出があれば、同窓会準会員として入会することができる。

第16条の2 会長は、在校生からの終身会費積立金及び入会金の収納事務を校長に委任する。

#### (会計年度)

第17条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日までとする。  
会計は収支決算書を作成し、総会に報告し承認を得なければならない。

#### (財産の管理)

第18条 本会の財産の保管は会長がその責任を負う。

#### (備付帳簿その他)

第19条 本会は次のものを備え付けていなければならない。

- |               |         |            |         |
|---------------|---------|------------|---------|
| 1 会則および支部規程   | 2 会員名簿  | 3 会議録      | 4 金銭出納簿 |
| 5 財産目録・備品台帳   | 6 寄付者名簿 | 7 会印および会長印 |         |
| 8 その他必要と認める帳簿 |         |            |         |

## 第 7 章 支 部

### (支部)

第20条 会員所在の主な地方ごとに、本会の支部を設けることができる。支部規程は各支部ごとに作成し、支部は必ず本会の事務所に送付しなければならない。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この会則は、昭和41年4月1日から施行する。

### (改正期日)

第2条 この改正会則は、平成14年4月1日から施行する。

### (改正期日)

第3条 この改正会則は、平成23年7月11日から施行する。

### (改正期日)

第4条 この改正会則は、平成25年7月6日から施行する。

### (改正期日)

第5条 この改正会則は、平成26年4月20日から施行する。